

大阪広域環境施設組合達第2号

大阪広域環境施設組合情報セキュリティ管理規程（平成27年3月30日達第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大阪広域環境施設組合管理者 松井一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(職員の責務)</p> <p>第3条 職員は、情報セキュリティの重要性を十分に認識し、情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第3号）</u>その他の関連する法令等を遵守し、情報資産を適切に管理しなければならない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第3条 職員は、情報セキュリティの重要性を十分に認識し、情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、<u>大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）</u>その他の関連する法令等を遵守し、情報資産を適切に管理しなければならない。</p>
<p>(情報資産の分類)</p> <p>第6条 <u>統括</u>情報セキュリティ責任者は、<u>本組合</u>が保有する情報資産をその内容に応じて分類し、重要性に応じた情報セキュリティ対策を実施しなければならない。</p>	<p>(情報資産の分類)</p> <p>第6条 <u>課</u>情報セキュリティ責任者は、<u>課</u>が保有する情報資産をその内容に応じて分類し、重要性に応じた情報セキュリティ対策を実施しなければならない。</p>
<p>(ソフトウェアライセンスの管理)</p> <p>第8条 <u>統括</u>情報セキュリティ責任者は、<u>組合</u>において使用するソフトウェアのライセンス（当該ソフトウェアに係る使用許諾契約により認められた当該ソフトウェアを使用する権利をいう。）を適切に管理しなければならない。</p>	<p>(ソフトウェアライセンスの管理)</p> <p>第8条 <u>課</u>情報セキュリティ責任者は、<u>課</u>において使用するソフトウェアのライセンス（当該ソフトウェアに係る使用許諾契約により認められた当該ソフトウェアを使用する権利をいう。）を適切に管理しなければならない。</p>

2 統括情報セキュリティ責任者は、ソフトウェアライセンスの管理状況を適宜調査しなければならない。

3 統括情報セキュリティ責任者は、前項の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、必要な措置を適切に講じなければならない。

[4 略]

(事故発生時の措置)

第10条 IT管理者は本組合が保有する情報資産に漏えい、滅失、き損、改ざん等の事故が発生したときは、直ちに、その状況を調査するとともに、当該事故の内容を統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

2 統括情報セキュリティ責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに必要な措置を適切に講じなければならない。

[削る]

(データの管理)

第13条 統括情報セキュリティ責任者は、データの取扱いに当たっては、漏えい、滅失、き損、改ざん並びに不正な利用及び提

2 課情報セキュリティ責任者は、ソフトウェアライセンスの管理状況を適宜調査し、その内容を定期的に統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

3 統括情報セキュリティ責任者は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、必要な措置が適切に講じられるよう指導及び監督を行わなければならない。

[4 同左]

(事故発生時の措置)

第10条 IT管理者は課が保有する情報資産に漏えい、滅失、き損、改ざん等の事故が発生したときは、直ちに、その状況を調査するとともに、当該事故の内容を課情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

2 課情報セキュリティ責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、事故の内容及び講じた措置を統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

3 統括情報セキュリティ責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、再発防止のために必要な措置が適切に講じられるよう指導及び監督を行わなければならない。

(データの管理)

第13条 課情報セキュリティ責任者は、データの取扱いに当たっては、漏えい、滅失、き損、改ざん並びに不正な利用及び提供等

供等を防止するなど、適切に管理しなければならぬ。 [2 略]	を防止するなど、適切に管理しなければならぬ。 [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。